

字の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、
当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、土地改良法（昭和24年法律第
195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規
定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行するものとする。

令和 5 年 6 月 1 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後			
町(大字)	字	地 番	町(大字)	字		
寺泊蛇塚	居村浦	531から537まで	真木山			
寺泊当新田	反割	183の一部、184から186まで				
真木山	道下	1、3、5から12まで、14から19まで、 20の一部、21の一部、23の1の一部、 23の2の一部、25、26の1の一部、 26の2の一部、27の一部、28、31の1、 31の2、32の1、32の2、33の1の一部、 33の2、34の1の一部、34の2の一部、 42の1の一部、43の1の一部、43の2の一部、 45の1、45の2、61、192、193の一部、 194の一部、198の一部、199の一部、200から 205まで、218から223まで、225から 227まで、229から234まで、235の一部、 237の一部、239、252の2、252の3、 382、384から392まで、394の1、 394の4、395の1、396の1、397の1、 397の2、399、400の1、400の2、 401の1、401の2、402、403の1、 403の2、404、408から421まで、 422の1、422の2、431の1、431の2、 432の1、432の2、433の1、433の2、 434から443まで				
		道上			94の1から94の3まで、95、96、97の1、 97の2、98、99、100の1、100の2、 102、103、105、106、110、112、 449の3、449の4、450から459まで、 460の1、460の2、461から463まで	
		下谷内			591、592、592の3、598、598の3、 599の1、599の3、599の4、602から 604まで、604の1から604の3まで、607、 608、610	
		溜新田			612、619、620、621の1の一部、 621の2の一部、622の1の一部、 622の2の一部、646の一部、647、648、 648の1の一部、648の2の一部、649、650、 650の1、651から653まで、655、 656の一部、656の1の一部、657の1の一部	
渡部	堤下	2138、2139、2139の1、2139の2、 2141、2141の1、2142、2143、 2143の1、2144から2147まで、 2147の1、2148、2149、2149の1、 2149の2、2150、2151の1、2151の2、 2152、2152の2、2152の3、2153、 2154、2156の1、2156の2、2157、 2158、2159の1から2159の3まで、 2160、2163、2164の1から 2164の3まで、2165の1、2165の2、 2167の1、2167の2、2168の1、 2168の2、2169、2170の1				
		真木山字道上454の地先の字伝行の道路である公有地の一部				
寺泊当新田	入潟	1918の一部、1919から1925まで、 1926の1、1926の4、1927の1、			渡部	

別紙（変更調書）

変		更	前	変 更 後	
町(大字)	字	地 番		町(大字)	字
		1927の2、2069から2077までの各一部、 2078の1の一部、2078の2			
寺泊白岩	井崎	468から470までの各一部			
真木山	溜新田	621の1の一部、621の2の一部、622、 622の1の一部、622の2の一部、624から 626まで、628の1から628の3まで、642、 643、645、646の一部、648の1の一部、 648の2の一部、656の一部、656の1の一部、 657、657の1の一部、658、660、661、 661の1から661の3まで、662、664から 668まで、669の1、669の2、675			
渡部	力ノ尾	1276から1280まで、1280の1、1281、 1281の1、1283の2、1288の1、 1288の2、1289から1291まで、 1292の1から1292の6まで、1293の1、 1293の2、1294の1、1295の1、 1296の1、1297、1298、1300の1、 1310の1から1310の3まで、1311、 1312、1313の1、1313の2、 1314の1から1314の4まで、1315の1、 1315の2、1315の5、1316、 1317の1から1317の3まで、1318、 1319の1、1319の2、1321の1、 1321の2、1322、1322の2、1323、 1324の1、1324の2、1325、1326の1、 1326の2、1327、1328の1、1328の2、 1329の1から1329の3まで、1330の1から 1330の3まで、1332の1、1332の2、 1333、1334の1、1334の2、1335から 1338までの各一部、1378、1379の1から 1379の3まで、2841の60			
	菊屋造	1300の2			
	向山	1458			
	宝崎	1527の1の一部、1527の2の一部、1528から 1530までの各一部、1532の一部、 1535の一部、1536の一部、1537、 1538の1から1538の4まで、1539の1、 1539の2、1541の1、1541の2、 1542の1、1542の2、1545の1、 1545の2、1546の1、1546の2、1547、 1548、1549の1から1549の5まで、 1550の1から1550の5まで、1551の1、 1552の1、1553の1、1553の2、 1554の1			
	上谷地	1782、1785から1788まで、1790の1、 1791の1、1792、1793、1794の1、 1799の1、1799の3、1800の1、 1800の2、1801の1、1802、1803の1、			
渡部	上谷地	1803の2		渡部	
	下谷地	1851の1、1851の2、1852の1、 1852の2、1853の1、1853の2、 1855の2、1869から1871まで、1873、			

別紙（変更調書）

変 更 前			変 更 後	
町(大字)	字	地 番	町(大字)	字
		1874の1、1874の2、1875、1876、 1877の3、1879、1880、1881の1、 1881の4、1882の1、1883の1、 1884の1、1885の1、1886の1、 1886の2、1887、1888の1、1889の1、 1889の2、1891の1、1891の2、1892、 1893の1、1893の2、1894の1、 1894の2、1895から1899まで、 1901の2、1901の4から1901の6まで、 1902、1904の1、1904の2、1905の1、 1906の1、1938の1、1938の3、 1939の1、1939の2、1940の1、 1941の3		
	穴ノ入	2439、2440、2443から2446まで、 2447の1から2447の4まで、2448、 2450、2452、2453、2455、2456、 2461から2479まで、2481、2486、 2490、2491、2561の8		
寺泊白岩字井崎468に隣接する寺泊白岩字蛭町の道路、水路である 公有地の一部				

及び当該変更に伴う公有地を含む

【備考】

- ・変更後は、大字名のみになります。
- ・地番は、換地処分により新たな地番となります。

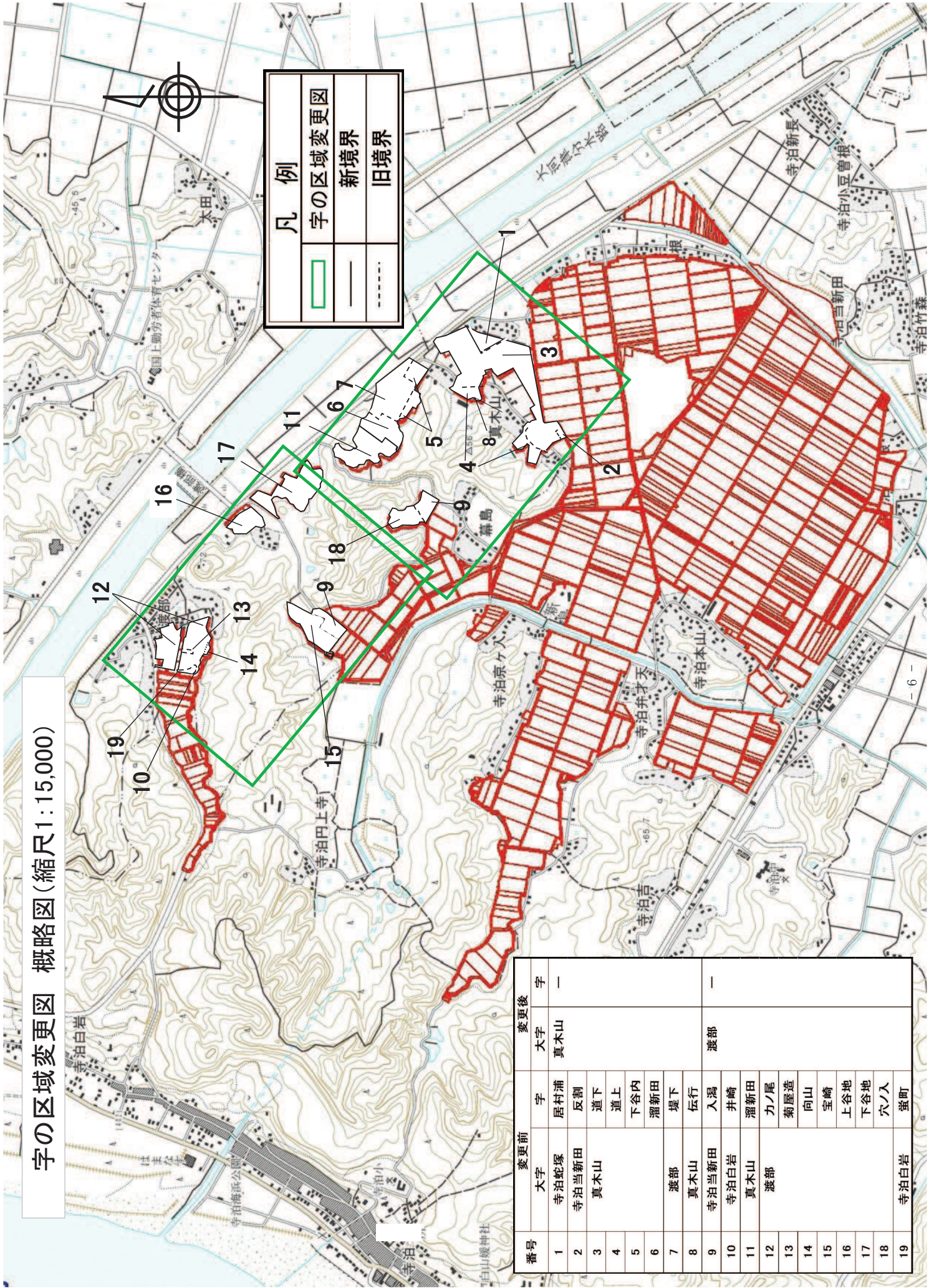
字変更を必要とした理由

下記土地改良事業の施行により、当市の区域内の字を変更し整理するものである。

記

1. 事業名 経営体育成基盤整備事業
2. 事業主体 新潟県
3. 地区名 潟地区
4. 換地区名 第1換地区
5. 換地処分予定年月 令和6年1月

字の区域変更図 概略図(縮尺1:15,000)



番号	変更前		変更後	
	大字	字	大字	字
1	寺泊蛇塚	居村浦	真木山	—
2	寺泊当新田	反割	渡部	—
3	真木山	道下		
4		道上		
5		下谷内		
6		溜新田		
7	渡部	堤下		
8	真木山	伝行		
9	寺泊当新田	入堀		
10	寺泊白岩	井崎		
11	真木山	溜新田		
12	渡部	力ノ尾		
13		菊屋造		
14		向山		
15		宝崎		
16		上谷地		
17		下谷地		
18		穴ノ入		
19	寺泊白岩	蛭町		